

博物館資料の収集及び管理の方針の基本的な考え方（骨子案）

1 趣旨

博物館資料（博物館法（昭和24年法律第285号。以下「法」という）第2条第4項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）は、わが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解に必要な貴重な財産であり、後代の国民に継承することで将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。このため、博物館における博物館資料の収集、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する各博物館の目的・使命を明確に示した基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を踏まえ、資料の所在等の調査研究及び資料に係る学術研究の状況並びに資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管（育成を含む）を行いながら、できる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に継承することが重要である。

博物館資料の収集及び管理の方針の策定と運用に当たっては、上記の認識に立つとともに、保管のための施設及び設備の確保に係る長期的な見通しに立ち、所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況を踏まえ、総合的な見地から計画的かつ適切な検討を行う必要がある。また、博物館は博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、博物館資料の充実や、再評価に基づく管理の在り方について検討することが重要である。

本考え方は、博物館法第2条第1項に規定するに基づき設置・運営される博物館（以下「登録博物館」という。指定施設）において、博物館資料の収集及び管理に関する方針を策定し、又は見直す際の基本的な考え方を示すことを目的とする。なお、法第31条第1項に規定する博物館指定施設等律上規定されない博物館類似施設においても、本考え方を参照しながら取り組みを進めることが期待される。

なお、本考え方に記載されていない事柄については、法、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）、博物館の設置及び運営上の望ましい基準（令和8年文部科学省告示第69号。以下「新基準」という。）によることとする。

2 対象

博物館は、美術館、歴史博物館、科学博物館、動物園、水族館、植物園等の多様な館種が存在し、その扱う資料の対象も多岐にわたり、また、大規模で総合的な博物館から小規模で特定の専門的事項を扱う博物館まで多様な設置・運営形態が存在していることから、本考え方においては、博物館法に規定される博物館（歴史博物館、美術館、科学館、動物園、植物園等）を広く対象としており、館種や規模、資料内容の別を問わず共通に参照されるものとして示すものである。個々の資料の内容や性質、状態等は、各館種や規模等博物館によっ

て異なることから、運用については各館の実情を鑑みて検討を行うことが期待される。

3 博物館資料の定義

博物館資料とは、上述の通り、法第2条第4項に規定する博物館資料（博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。また、必要に応じて、実物の複製や模造、模写等の資料を含むものとする（新基準告示第6条第3項）。博物館は、これらの資料に関する専門的、技術的な調査研究、博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究、博物館の活動の充実及び発展のための専門的な調査研究、その他の調査研究の充実を図ることが期待される。

4 「収集の方針」に関する基本的な考え方

博物館資料の収集は、当該博物館の基本的運営方針に基づいて行われることが必要である。収集に当たっては、その目的及び意義を明確にし、資料の価値とともに受入れの妥当性を当該博物館において説明できることが求められる。また、資料の価値は学術的価値や経済的価値のみで測られるものではないことに留意する（例えば「地域のいま」を後世に伝えるために有用な、自然環境に関する資料や日常の生活資料等も、当該博物館の基本的運営方針に合致すれば収集対象となる）。

- (1) 博物館資料の充実基本的運営方針に基づいた収集
- (2) 長期的な見通しに立った収集計画将来を見据えた検討
- (3) 来歴の確認と記録記録と正当な注意義務
- (4) 権利処理等と権限の移譲

5 「管理の方針」に関する基本的な考え方

博物館資料の管理は、収集と同様に当該博物館の基本的運営方針に基づいて行われることが必要である。博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向けて、コレクション（資料群）の体系的な充実を図る観点から、資料情報の整備を基盤としつつ、資料の再評価に基づく管理の在り方についても適切に検討する必要がある。

- (1) 体系的な管理
- (2) 安全管理及び法令遵守
- (3) 管理の基盤となる情報の整備

6 博物館資料の保存、修理・修復等・保護

貴重な財産である博物館資料をできる限り良好で安全な状態で将来の世代に継承するため、予防保存を軸とする日常の環境管理と真正性を守る計画的な修復を行う。また、事故、破壊、

盗難、災害、感染症のまん延、情報漏えいその他非常の事態に備えた防災・防犯体制を構築する。

- (1) 予防保存と日常管理
- (2) 計画的な修復
- (3) 自然災害からの保護と危機管理
- (4) 人為的な災害等からの保護と危機管理破壊からの保護

7 コレクション (資料群) へのアクセス整備

博物館資料の社会的価値を最大化するため、デジタルアーカイブの作成と公開により資料情報を可視化し、鑑賞や調査研究、学習活動及び創造的活動の機会を広く提供する。あわせて、他の博物館等と資料情報の共有を推進することで、被災や休館・廃館等、自館での管理が困難な事態においても資料の散逸や滅失を防止し、資料が適切に継承されるような環境を整備することが求められる。

- (1) 公開と利活用の促進
- (2) 他館との連携

8 コレクション (資料群) の充実に関する考え方

博物館のコレクション（資料群）について、定期的な点検や再評価を通じて、資料の価値や状態、基本的運営方針との整合性等を確認するとともに、長期的かつ総合的な見地からの検討を行うことは、収集の方針を明確にし、コレクション（資料群）全体の体系的な充実を図るために重要である。個別の博物館資料について、当該資料の意義、性格、収蔵するコレクション（資料群）の中での体系的な位置付けを十分に踏まえた上で、再評価を行った結果、いわゆる除籍が検討される場合においては、安易な判断を厳に慎み、他館への譲渡や教育目的への用途転換といった再活用の道を優先させることが求められる。

- (1) コレクション (資料群) の体系的な充実
- (2) コレクション (資料群) の再評価
- (3) いわゆる除籍の基本的な考え方

9 手続の透明性の確保と社会的理解の促進

博物館資料の収集と管理に当たっては、多様な関係者への意見聴取や手続の透明性の確保、説明責任の履行を通じて、利用者・地域住民等や社会からの信頼確保と理解の促進に努める必要がある。

- (1) 収集及び管理の方針の公表
- (2) 多様な関係者への意見聴取
- (3) 手続の透明性の確保
- (4) 説明責任の履行と記録の保持

10. 設置者の責務

設置者は、資料の収集及び管理が適切に行われるよう、運営者との対話を通じ、安定的な運営体制の確立と多面的な措置を行うとともに、長期的視点で施設・設備や財政基盤、職員等を確保する。

(1) 設置者が行う整備と充実

(2) 収集及び管理の方針の策定及び支援